

## 議第64号

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を

改正する条例案

三島市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和58年三島市条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

富士見台地区計画区域	平成30年三島市告示第189号により地区整備計画が定められた区域
三嶋大社東地区計画区域	平成30年三島市告示第190号により地区整備計画が定められた区域

別表第2に次のように加える。

## 附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

平成30年6月12日提出

三島市長 豊岡 武士